

第1回

一定の病気等に係る運転免許制度の在り方 に関する有識者検討会

資 料

- 1 運転免許に係る欠格事由の変遷【P1】
- 2 法、政令、通達、様式【P2】
- 3 一定の病気に係る運転免許の可否に関する手続の流れ【P23】
- 4 鹿沼児童6人クレーン車死亡事故を受けた取組【P24】
- 5 運転適性相談受理件数等の推移【P25】
- 6 一定の病気等に係る臨時適性検査の実施等の件数(平成23年)【P26】
- 7 一定の病気等による取消処分件数【P27】
- 8 発見の端緒別一定の病気等による取消し・停止・拒否及び保留処分件数(平成23年)【P28】
- 9 急病・発作(原付以上第1当事者)に起因する交通事故件数(各年12月末)【P29】
- 10 一定の病気等に起因する交通事故に関する調査結果【P30】

運転免許に係る欠格事由の変遷

道路交通法制定当時(昭和35年)

絶対的欠格事由

精神病、てんかん等病名により、免許を与えないこととされていた。

(欠格事由)

第88条

次の各号のいずれかに該当する者に対しては、免許を与えない。

一 (略)

二 精神病患者、精神薄弱者、てんかん病患者、目が見えない者、耳が聞こえない者又は口がきけない者

三～五 (略)

2 (略)

「障害者に係る欠格条項の見直しについて」(抄)(平成11年8月障害者施策推進本部決定)

「資格・免許制度又は業の許可制度において、資格・免許又は業の許可等への欠格事由として障害者を表す身体又は精神の障害を掲げている法令の規定、特定の業務への従事、公共的なサービスの利用等に当たり障害者を表す身体又は精神の障害を理由に一般と異なる制限を付している法令の規定、その他障害者を表す身体又は精神の障害を理由としてこれらの障害を有するものに一般と異なる不利益な取扱いを行うことを定めた法令の規定(以下「障害者に係る欠格条項」という。)については、障害者が社会活動に参加することを不当に阻む要因とならないよう「障害者対策に関する新長期計画」(平成5年3月障害者対策本部決定)の推進のため、対象となるすべての制度について見直しを行い、その結果に基づき必要と認められる措置をとるものとする。」

平成13年改正後の道路交通法(平成14年6月1日施行)

相対的欠格事由

自動車等の運転への支障の有無により免許取得の可否を個別に判断することとされた。

(免許の拒否等)

第九十条 公安委員会は、前条第一項の運転免許試験に合格した者(当該運転免許試験に係る適性試験を受けた日から起算して、第一種免許又は第二種免許にあつては一年を、仮免許にあつては三月を経過していない者に限る。)に対し、免許を与えなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、政令で定める基準に従い、免許(仮免許を除く。以下この項から第十二項までにおいて同じ。)を与えず、又は六月を超えない範囲内において免許を保留することができる。

一 次に掲げる病気にかかっている者

イ 幻覚の症状を伴う精神病であつて政令で定めるもの

ロ 発作により意識障害又は運動障害をもたらす病気であつて政令で定めるもの

ハ イ又はロに掲げるもののほか、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気として政令で定めるもの

(以下略)

【道路交通法（昭和三十五年法律百五号）】

（免許の拒否等）

第九十条 公安委員会は、前条第一項の運転免許試験に合格した者（当該運転免許試験に係る適性試験を受けた日から起算して、第一種免許又は第二種免許にあつては一年を、仮免許にあつては三月を経過していない者に限る。）に対し、免許を与えなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、政令で定める基準に従い、免許（仮免許を除く。以下この項から第十二項までにおいて同じ。）を与えず、又は六月を超えない範囲内において免許を保留することができる。

一 次に掲げる病気にかかっている者

イ 幻覚の症状を伴う精神病であつて政令で定めるもの

ロ 発作により意識障害又は運動障害をもたらす病気であつて政令で定めるもの

ハ イ又はロに掲げるもののほか、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気として政令で定めるもの

一の二 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第十六項に規定する認知症（第百三条第一項第一号の二において単に「認知症」という。）である者

二～七 （略）

2～14 （略）

（免許の取消し、停止等）

第百三条 免許（仮免許を除く。以下第百六条までにおいて同じ。）を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該各号のいずれかに該当することとなつた時におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、その者の免許を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて免許の効力を停止することができる。ただし、第五号に該当する者が前条の規定の適用を受ける者であるときは、当該処分は、その者が同条に規定する講習を受けないで同条の期間を経過した後でなければ、することができない。

一 次に掲げる病気にかかっている者であることが判明したとき。

イ 幻覚の症状を伴う精神病であつて政令で定めるもの

ロ 発作により意識障害又は運動障害をもたらす病気であつて政令で定めるもの

ハ イ及びロに掲げるもののほか、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気として政令で定めるもの

一の二 認知症であることが判明したとき。

二～八 （略）

2～10 （略）

【道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）】

（免許の拒否又は保留の事由となる病気等）

第三十三条の二の三 法第九十条第一項第一号イの政令で定める精神病は、統合失調症（自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈しないものを除く。）とする。

2 法第九十条第一項第一号ロの政令で定める病気は、次に掲げるとおりとする。

一 てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害及び運動障害がもたらされないもの並びに発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）

二 再発性の失神（脳全体の虚血により一過性の意識障害をもたらす病気であつて、発作が再発するおそれがあるものをいう。）

三 無自覚性の低血糖症（人為的に血糖を調節することができるものを除く。）

3 法第九十条第一項第一号ハの政令で定める病気は、次に掲げるとおりとする。

一 そううつ病（そう病及びうつ病を含み、自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈しないものを除く。）

二 重度の眠気の症状を呈する睡眠障害

三 前二号に掲げるもののほか、自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈する病気

4（略）

（免許の取消し又は停止の事由となる病気等）

第三十八条の二 法第百三条第一項第一号イの政令で定める精神病は、第三十三条の二の三第一項に規定するものとする。

2 法第百三条第一項第一号ロの政令で定める病気は、第三十三条の二の三第二項各号に掲げるものとする。

3 法第百三条第一項第一号ハの政令で定める病気は、第三十三条の二の三第三項各号に掲げるものとする。

4（略）

一定の病気（一部）の説明

再発性の失神（脳全体の虚血により一過性の意識障害をもたらす病気であって、発作が再発するおそれがあるものをいう。）

脳全体の虚血

脳全体が虚血状態になった場合に、即時に意識障害に陥り運転が困難となる。

再発性の失神

- ・ **再発性の神経起因性失神**：通常が半年に1回以上のペースで発症するが、投薬治療により、ほとんどの場合治療開始後2～3か月以内で完治する。
- ・ **不整脈**：治療については、投薬治療、ペースメーカー装着、植込み型除細動器（ICD）装着があり得る。ペースメーカー装着の場合は、原則として、発作の再発のおそれはない。植込み型除細動器の場合は、発作後作動するものであって、発作の再発のおそれそのものは否定されない。

無自覚性の低血糖症（人為的に血糖を調節することができるものを除く。）

低血糖 何らかの原因で血糖値が正常値よりも低下することにより、自律神経症状又は中枢神経症状を呈する病気

- ・ **糖尿病の治療としてインスリン注射や服薬を行うことによる薬剤性低血糖症**

インスリン注射等を行わない場合には症状の発現はないが、高血糖が継続すると高血糖による諸症状が現れることから、継続的にインスリン注射等を行うことにより血糖値を低下させることは必要不可欠なものである。なお、なかには、体内から全くインスリンが分泌されない糖尿病（型糖尿病）もあり、インスリン注射等を行わなかった場合には死に至る。

- ・ **内分泌系のもの**

体内の血糖をめぐるバランス不良に起因するものであり、経過も様々である。

無自覚性

血糖値が低下した場合には、順に 空腹感、悪心、あくび、 眠気、あくび、寡黙、計算力の低下、 頻脈、発汗、過呼吸、 意識障害の低血糖症状が発現する。したがって、の症状（前兆）が発現した段階において、運転中止や糖分の摂取等の措置をとり、運転中に の意識障害に至ることを防止することが可能である。

しかしながら、低血糖症のなかには、前兆を自覚することなく の意識障害に至る場合（無自覚性低血糖症）があり、このような場合には、意識障害に至る前段階で運転中止等の措置をとることができない。

そううつ病（そう病及びうつ病を含み、自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈しないものを除く。）

そう状態

通常の社会的抑制は失われ、注意を保持できず、誇大的又は過度に楽観的な考えの表明が見られる。

うつ状態

抑うつ気分、興味や喜びの喪失、活力の減退等に加え、集中力や注意力の減退、事象又は自殺の観念や行為、希望のない悲観的な見方、自己評価や自信の低下等の様々な症状のいくつかが見られる。

そううつ病の有する多様な症状に鑑みると、あくまでもケース・バイ・ケースの判断となることから、「自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈しないものを除く。」と規定してこれに該当するものを処分の対象から除外する。

その他の病気について

対象として想定している病気

- ・ 統合失調症及びそううつ病以外の精神障害（持続性妄想性障害等）

統合失調症及びそううつ病の診断基準に完全には該当しないが、これらと同様の症状を呈するものを包括的に対象とするもの。

- ・ 発作により意識障害、運動障害、見当識障害等多様な障害をもたらす病気群

- ・ 脳疾患系統のものであり、原因は、脳卒中（脳梗塞、脳出血、くも膜下出血等）など様々。
- ・ 反復性で、一旦発現した障害が固定化せず回復して再度発作が起こるようなものを包括的に対象とする。

てんかんに係る免許の可否等の運用基準

運転免許の取得が認められる場合

「発作が再発するおそれがないもの」

発作が過去5年間起こったことがなく、
医師が「今後、発作が起こるおそれがない」旨の診断を行った場合

又は

発作が過去2年間起こったことがなく、
医師が「今後、x年程度であれば発作が
起こるおそれがない」旨の診断を行った
場合

→ 一定期間（x年）後に臨時適性検査が行われる。

「発作が再発しても意識障害及び運動障害
がもたらされないもの」

医師が、1年間の経過観察の後「発作
が意識障害及び運動障害を伴わない単純
部分発作に限られ、今後、症状の悪化の
おそれがない」旨の診断を行った場合

「発作が睡眠中に限り再発するもの」

医師が、2年間の経過観察の後「発作が
睡眠中に限って起こり、今後、症状の悪
化のおそれがない」旨の診断を行った場
合

運転免許の保留・停止となる場合

「発作が再発するおそれがないもの」

医師が、「6月以内に

「発作が再発しても意識障害及び運動障害が
もたらされないもの」

のいずれかに該当する

「発作が睡眠中に限り再発するもの」

診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合

6月（ ）の保留又は停止

医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合は当該期間

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、
症状の回復の程度を踏まえ、免許の可否を改めて判断

運転免許の拒否・取消しとなる場合

上記のいずれにも当たらない場合

一定の病気に係る免許の可否等の運用基準

1 統合失調症（令第33条の2の3第1項関係）

(1) 以下のいずれかの場合には、免許の拒否、保留、取消し又は効力の停止（以下「拒否等」という。）は行わない。

ア 医師が「残遺症状がないか又は残遺症状は認められるが、自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力（以下「安全な運転に必要な能力」という。）を欠いていないと認められ、今後、安全な運転に必要な能力を欠くこととなるおそれがある症状（以下「運転に支障のある症状」という。）が再発するおそれはないと認められる」旨の診断を行った場合

イ 医師が「残遺症状がないか又は残遺症状は認められるが、安全な運転に必要な能力を欠いていないと認められ、今後、 x 年（ x は1以上の整数。以下同じ。）程度であれば、運転に支障のある症状が再発するおそれはないと認められる」旨の診断を行った場合

(2) 医師が「6月以内に、上記(1)に該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には、6月の免許の保留又は効力の停止（以下「保留又は停止」という。）とする。（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

適性検査結果又は診断結果が上記(1)の内容である場合には拒否等は行わない。

「結果的にいまだ上記(1)に該当すると診断することはできないが、それは期間中に といった特殊な事情があったため、さらに6月以内に上記(1)に該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合にはさらに6月の保留又は停止とする。（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）

その他の場合には免許の拒否又は取消し（以下「拒否又は取消し」という。）とする。

(3) その他の場合には拒否又は取消しとする。

(4) 上記(1)イの場合には、一定期間（ x 年）後に臨時適性検査を行うこととする。

2 てんかん（令第33条の2の3第2項第1号関係）

(1) 以下のいずれかの場合には拒否等は行わない。

ア 発作が過去5年以内に起こったことがなく、医師が「今後、発作が起こるおそれがない」旨の診断を行った場合

イ 発作が過去2年以内に起こったことがなく、医師が「今後、 x 年程度であれ

ば、発作が起こるおそれがない」旨の診断を行った場合

ウ 医師が、1年間の経過観察の後「発作が意識障害及び運動障害を伴わない単純部分発作に限られ、今後、症状の悪化のおそれがない」旨の診断を行った場合

エ 医師が、2年間の経過観察の後「発作が睡眠中に限って起こり、今後、症状の悪化のおそれがない」旨の診断を行った場合

- (2) 医師が、「6月以内に上記(1)に該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には、6月の保留又は停止とする。(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を發出し、適性検査結果又は診断結果が上記(1)の内容である場合には拒否等を行わない。

「結果的にいまだ上記(1)に該当すると診断することはできないが、それは期間中に」といった特殊な事情があったため、さらに6月以内に上記(1)に該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合にはさらに6月の保留又は停止とする。(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)

その他の場合には拒否又は取消しとする。

- (3) その他の場合には拒否又は取消しとする。
- (4) 上記(1)イに該当する場合については、一定期間(×年)後に臨時適性検査を行うこととする。
- (5) なお、日本てんかん学会は、現時点では、てんかんに係る発作が、投薬なしで過去5年間なく、今後も再発のおそれがない場合を除き、通常は、中型免許(中型免許(8t限定)を除く。)、大型免許及び第二種免許の適性はないとの見解を有しているため、これに該当する者がこれら免許の申請又は更新の申請を行った場合には、上記(2)及び(3)の処分の対象とならない場合であっても、当該見解を説明の上、当面、免許申請・更新申請に係る再考を勧めるとともに、申請取消しの制度の活用を奨励することとする。

3 再発性の失神(令第33条の2の3第2項第2号関係)

- (1) 神経起因性(調節性)失神

過去に神経起因性失神で意識を失ったことがある者に対しては、以下のとおりとする。

ア 医師が「発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合には拒否等を行わない。

イ 医師が「6月以内に上記アに該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には6月の保留又は停止とする。(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を

保留・停止期間として設定する。)

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、適性検査結果又は診断結果が上記アの内容である場合には拒否等を行わない。

「結果的にいまだ上記アに該当すると診断することはできないが、それは期間中に といった特殊な事情があったため、さらに6月以内に上記アに該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合にはさらに6月の保留又は停止とする。(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)

その他の場合には拒否又は取消しとする。

ウ その他の場合には拒否又は取消しとする。

(2) 不整脈を原因とする失神

ア 植込み型除細動器を植え込んでいる者に対しては以下のとおりとする。

(ア) 植込み型除細動器を植え込み後に不整脈により意識を失った者である場合には以下のとおりとする。

a 以下のいずれかの場合には拒否等を行わない。

(a) 医師が「植え込み後、意識を失ったのは が原因であるが、この原因については治療により回復したため、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

(b) 医師が「植え込み後、意識を失ったのは植込み型除細動器の故障が原因であるが、修理により改善されたため、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

b 医師が「6月以内に上記 a に該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には6月の保留・停止とする。(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、適性検査結果又は診断結果が上記 a の内容である場合には拒否等を行わない。

「結果的にいまだ上記 a に該当すると診断することはできないが、それは期間中に といった特殊な事情があったため、さらに6月以内に上記 a に該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合にはさらに6月の保留又は停止とする。(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)

その他の場合には拒否又は取消しとする。

c その他の場合には拒否又は取消しとする。

d 上記 a (a)及び(b)の診断については、臨時適性検査による診断に限り認められるものとする。

- (イ) 植込み型除細動器を植込み前に不整脈により意識を失ったことがある者が、植込み後に不整脈により意識を失ったことがない場合には以下のとおりとする。
- a 医師が「植込み後6月を経過しており、過去6月以内に発作が起こったことがなく、かつ、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合には拒否等を行わない。
 - b 医師が「6月以内に上記aに該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には6月の保留又は停止とする。
保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、適性検査結果又は診断結果が上記aの内容である場合には拒否等を行わない。
「結果的にいまだ上記aに該当すると診断することはできないが、それは期間中に」といった特殊な事情があったため、さらに6月以内に上記aに該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合にはさらに6月の保留又は停止とする。（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）
その他の場合には拒否又は取消しとする。
 - c その他の場合には拒否又は取消しとする。
- (ウ) 植込み型除細動器を植込み前に不整脈により意識を失ったことがない者が、植込み後に不整脈により意識を失ったことがない場合には以下のとおりとする。
- a 医師が「植込み後30日を経過しており、過去30日以内に発作が起こったことがなく、かつ、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合には拒否等を行わない。
 - b 医師が「30日以内に上記に該当すると判断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には30日の保留又は停止とする。
保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、適性検査結果又は診断結果が上記aの内容である場合には拒否等を行わない。
「結果的にいまだ上記aに該当すると診断することはできないが、それは期間中に」といった特殊な事情があったため、さらに6月以内に上記aに該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合にはさらに6月の保留又は停止とする。（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）
その他の場合には拒否又は取消しとする。
 - c その他の場合には拒否又は取消しとする。
- (I) 電池消耗、故障等により植込み型除細動器を交換した場合（ア）から（ウ）までの規定による拒否又は取消し若しくは保留又は停止の事由に該当する者

及び故障等を原因として植込み型除細動器が作動した後に交換した者を除く。)には以下のとおりとする。

a 医師が「電池消耗、故障等により植込み型除細動器の本体及びリード線の交換を行い、当該交換後30日を経過しており、過去30日以内に発作が起こったことがなく、かつ、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合には拒否等を行わない。

b 医師が「電池消耗、故障等により植込み型除細動器の本体のみを交換し、交換後7日を経過しており、過去7日以内に発作が起こったことがなく、かつ、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合には拒否等を行わない。

c 医師が「30日以内に上記aに該当すると判断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には30日の保留又は停止とする。

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、適性検査結果又は診断結果が上記aの内容である場合には拒否等を行わない。

「結果的にいまだ上記aに該当すると診断することはできないが、それは期間中に といった特殊な事情があったため、さらに6月以内に上記aに該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合にはさらに6月の保留又は停止とする。(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)

その他の場合には拒否又は取消しとする。

d 医師が「7日以内に上記bに該当すると判断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合に7日の保留又は停止とする。

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、適性検査結果又は診断結果が上記bの内容である場合には拒否等を行わない。

「結果的にいまだ上記bに該当すると診断することはできないが、それは期間中に といった特殊な事情があったため、さらに6月以内に上記bに該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合にはさらに6月の保留又は停止とする。(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)

その他の場合には拒否又は取消しとする。

e その他の場合には拒否又は取消しとする。

(オ) 植込み型除細動器を植え込んでいる者が免許を取得した場合(上記(ア) a、(イ) a、(ウ) a並びに(エ) a及びbに該当する場合)には、6月後に臨時適性検査を行う。

(カ) なお、日本不整脈学会は、植込み型除細動器を植え込んでいる者については中型免許(中型免許(8t限定)を除く。)、大型免許及び第二種免許の適性

はないとの見解を有しているので、これに該当する者がこれら免許の申請又は更新の申請を行った場合には、上記(ア) b 及び c、(イ) b 及び c、(ウ) b 及び c 並びに(エ) c、d 及び e の処分の対象とならない場合であっても、当該見解を説明の上、当面、免許申請・更新申請に係る再考を勧めるとともに、申請取消しの制度の活用を奨励することとする。

イ ペースメーカーを植え込んでいる者に対しては以下のとおりとする。

(ア) ペースメーカーを植え込み後に不整脈により意識を失った者である場合には以下のとおりとする。

a 以下のいずれかの場合には拒否等を行わない。

(a) 医師が「植え込み後、意識を失ったのは が原因であるが、この原因については治療により回復したため、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

(b) 医師が「植え込み後、意識を失ったのはペースメーカーの故障が原因であるが、修理により改善されたため、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

(c) 医師が「植え込み後、意識を失ったのは が原因であり、この原因についてはいまだ回復しているとはいえないが、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

(d) 医師が「植え込み後、意識を失ったのは が原因であり、この原因についてはいまだ回復しているとはいえないが、今後、x年程度であれば、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

b 医師が「6月以内に上記 a に該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には6月の保留又は停止とする。(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、適性検査結果又は診断結果が上記 a の内容である場合には拒否等を行わない。

「結果的にいまだ上記 a に該当すると診断することはできないが、それは期間中に といった特殊な事情があったため、さらに6月以内に上記 a に該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合にはさらに6月の保留又は停止とする。(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)

その他の場合には拒否又は取消しとする。

c その他の場合には拒否又は取消しとする。

d 上記 a (d) に該当する場合については、一定期間(x年)後に臨時適性検査を行うこととする。

(イ) ペースメーカーを植え込み後に不整脈により意識を失ったことがない者で

ある場合には以下のとおりとする。

a 医師が「発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」（以下3(2)イにおいて「免許取得可能」という。）とまではいえない旨の診断を行った場合には拒否又は取消しとする。

b 以下のいずれかの場合には6月の保留又は停止とする。（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）

(a) 医師が「6月以内に免許取得可能と診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合

(b) 医師が「6月以内に、今後、x年程度であれば、免許取得可能と診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合

上記(a)及び(b)の場合には、保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

適性検査結果又は診断結果が上記aの内容である場合には拒否又は取消しとする。

以下のいずれかの場合にはさらに6月の保留又は停止とする。（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）

「結果的にいまだ免許取得可能と診断することはできないが、それは期間中に」といった特殊な事情があったため、さらに6月以内に免許取得可能と診断できることが見込まれる」旨の内容である場合

「結果的にいまだ、今後x年程度であれば免許取得可能と診断することはできないが、それは期間中に」といった特殊な事情があったため、さらに6月以内に免許取得可能と診断できることが見込まれる」旨の内容である場合

その他の場合には拒否等は行わない。

c その他の場合には拒否等は行わない。

d 「今後x年程度であれば、免許取得可能」旨の診断を行った場合（上記cに該当）については、一定期間（x年）後に臨時適性検査を行うこととする。

ウ その他の場合には以下のとおりとする。

(ア) 以下のいずれかの場合には拒否等は行わない。

a 医師が「発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

b 医師が「今後、x年程度であれば、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

(イ) 医師が「上記(ア)に該当することが見込まれる」旨の診断を行った場合には6月の保留又は停止とする。（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の

保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、適性検査結果又は診断結果が上記(ア)の内容である場合には拒否等を行わない。

「結果的にいまだ上記(ア)に該当すると診断することはできないが、それは期間中に といった特殊な事情があったため、さらに6月以内に上記(ア)に該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合にはさらに6月の保留又は停止とする。(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)

その他の場合には拒否又は取消しとする。

(ウ) その他の場合には拒否又は取消しとする。

(エ) 上記(ア) bに該当する場合については、一定期間(×年)後に臨時適性検査を行うこととする。

(3) その他特定の原因による失神(起立性低血圧等)

過去にその他特定の原因で意識を失ったことがある者に対しては、以下のとおりとする。

ア 以下の場合には拒否等を行わない。

(ア) 医師が「発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

(イ) 医師が「今後、×年程度であれば、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

イ 医師が「6月以内に上記アに該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には6月の保留又は停止とする。(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、適性検査結果又は診断結果が上記アの内容である場合には拒否等を行わない。

「結果的にいまだ上記アに該当すると診断することはできないが、それは期間中に といった特殊な事情があったため、さらに6月以内に上記アに該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合にはさらに6月の保留又は停止とする。(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)

その他の場合には拒否又は取消しとする。

ウ その他の場合には拒否又は取消しとする。

エ 上記ア(イ)に該当する場合については、一定期間(×年)後に臨時適性検査を行うこととする。

4 無自覚性の低血糖症（令第33条の2の3第2項第3号関係）

(1) 薬剤性低血糖症

ア 過去1年以内に、起きている間にインスリン等の薬の作用により、前兆を自覚することなく意識の消失が現れたことがない場合については、以下のとおりとする。

(ア) 以下のいずれかの場合には拒否等を行わない。

a 医師が「（意識の消失その他自動車等の安全な運転に支障を及ぼす症状（以下「意識消失等」という。）の前兆を自覚できており、）運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

b 医師が「（意識消失等の前兆を自覚できないことがあるが、運転中における意識消失等を防止するための措置が実行できると認められることから、）運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

(イ) 医師が「6月以内に上記(ア)に該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には6月の保留又は停止とする。（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、適性検査結果又は診断結果が上記(ア)の内容である場合には拒否等を行わない。

「結果的にいまだ上記(ア)に該当すると診断することはできないが、それは期間中に といった特殊な事情があったため、さらに6月以内に上記(ア)に該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合にはさらに6月の保留又は停止とする。（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）

その他の場合には拒否又は取消しとする。

(ウ) その他の場合には拒否又は取消しとする。

イ 過去1年以内に、起きている間で、インスリン等の薬の作用により、前兆を自覚することなく意識の消失が現れたことがある場合については以下のとおりとする。

(ア) 以下のいずれかの場合には拒否等を行わない。

a 医師が「意識消失等の前兆を自覚できており、運転を控えるべきとはいえない。1年以内の意識の消失も、運転を控えるべきとはいえないと認められる状態で起きている」旨の診断を行った場合

b 医師が「意識消失等の前兆を自覚できないことがあるが、運転中における意識消失等を防止するための措置が実行できると認められることから、運転を控えるべきとはいえない。1年以内の意識の消失も運転を控えるべきとはいえないと認められる状態で起きている」旨の診断を行った場合

c 医師が「（意識の消失を起こした時には運転を控えるべき状態にあった

が、) その後の治療により、意識消失等の前兆を自覚できており、又は意識消失等の前兆を自覚できないことがあるが、運転中における意識消失等を防止するための措置が実行できると認められることから、現時点では運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

- (イ) 医師が「6月以内に上記(ア) c に該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には6月の保留・停止とする。(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、
適性検査結果又は診断結果が上記(ア) c の内容である場合には拒否等を行わない。

「結果的にいまだ上記(ア) c に該当すると診断することはできないが、それは期間中に といった特殊な事情があったため、さらに6月以内に上記(ア) c に該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合にはさらに6月の保留又は停止とする。(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)

その他の場合には拒否又は取消しとする。

- (ウ) その他の場合には拒否又は取消しとする。

- (エ) 上記(ア) c の診断については、臨時適性検査による診断に限り認められるものとする。

- (2) その他の低血糖症(腫瘍性疾患、内分泌疾患、肝疾患、インスリン自己免疫症候群等)

ア 以下のいずれかの場合には拒否等を行わない。

- (ア) 医師が「発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

- (イ) 医師が「今後、x年程度であれば、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

- イ 医師が「6月以内に上記アに該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には6月の保留又は停止とする。(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、
適性検査結果又は診断結果が上記アの内容である場合には拒否等を行わない。

「結果的にいまだ上記アに該当すると診断することはできないが、それは期間中に といった特殊な事情があったため、さらに6月以内に上記アに該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合にはさらに6月の保留又は停止とする。(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期

間を保留・停止期間として設定する。)

その他の場合には拒否又は取消しとする。

ウ その他の場合には拒否又は取消しとする。

エ 上記ア(イ)に該当する場合については、一定期間(×年)後に臨時適性検査を行うこととする。

5 そううつ病(令第33条の2の3第3項第1号関係)

上記1統合失調症と同様。

6 重度の眠気の症状を呈する睡眠障害(令第33条の2の3第3項第2号関係)

(1) 医師が「現在、睡眠障害で重度の眠気を生ずるおそれがあり、6月以内に重度の眠気が生じるおそれがなくなる見込みがあるとはいえない」旨の診断を行った場合には拒否又は取消しとする。

(2) 医師が「現在、睡眠障害で重度の眠気を生ずるおそれがあるが、6月以内に重度の眠気が生じるおそれがなくなる見込みがある」との診断を行った場合には6月の保留又は停止とする。(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

適性検査結果又は診断結果が「重度の眠気が生じるおそれがない」旨の内容である場合には拒否等は行わない。

「結果的にいまだ「重度の眠気が生じるおそれがない」旨の診断をすることはできないが、それは期間中に といった特殊な事情があったため、さらに6月以内に「重度の眠気が生じるおそれがなくなる見込みがある」旨の内容である場合にはさらに6月の保留又は停止とする。(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)

「6月以内に重度の眠気が生ずるおそれがなくなる見込みがあるとはいえない」旨の内容である場合には拒否又は取消しとする。

(3) その他の場合には拒否等は行わない。

7 その他精神障害(急性一過性精神病性障害、持続性妄想性障害等)(令第33条の2の3第3項第3号関係)

上記1統合失調症と同様。

8 脳卒中(脳梗塞、脳出血、くも膜下出血、一過性脳虚血発作等)(令第33条の2の3第3項第3号関係)

(1) 慢性化した症状

見当識障害、記憶障害、判断障害、注意障害等は「認知症」、運動障害(麻痺)、視覚障害(視力障害等)及び聴覚障害については「身体の障害」に係る規

定等に従うこととする。

(2) 発作により生ずるおそれがある症状

ア 脳梗塞等の発作により次の障害のいずれかが繰り返し生じている場合については、拒否又は取消しとする。

(ア) 意識障害、見当識障害、記憶障害、判断障害、注意障害等（認知症に相当する程度の障害に限る。）

(イ) 運動障害（免許の取消事由に相当する程度の障害に限る。）

(ウ) 視覚障害等（免許の取消事由に相当する程度の障害に限る。）

イ アを除き、過去に脳梗塞等の発作でアに掲げる障害のいずれかが生じたことがある場合については、以下のとおりとする。

(ア) 医師が「発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」（以下8において「免許取得可能」という。）とまではいえない旨の診断を行った場合には拒否又は取消しとする。

(イ) 以下のいずれかの場合には6月の保留又は停止とする。（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）

a 医師が「6月以内に、免許取得可能と診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合

b 医師が「6月以内に、今後×年程度であれば、免許取得可能と診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合

上記a及びbの場合には、保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

適性検査結果又は診断結果が上記ア及びイ(ア)の内容である場合には拒否又は取消しとする。

以下のいずれかの場合にはさらに6月の保留又は停止とする。（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）

「結果的にいまだ免許取得可能と診断することはできないが、それは期間中に」といった特殊な事情があったため、さらに6月以内に免許取得可能と診断できることが見込まれる」旨の内容である場合

「結果的にいまだ、今後×年程度であれば免許取得可能と診断することはできないが、それは期間中に」といった特殊な事情があったため、さらに6月以内に、今後×年程度であれば免許取得可能と診断できることが見込まれる」旨の内容である場合
その他の場合には拒否等は行わない。

(ウ) その他の場合には拒否等は行わない。

(イ) 「今後×年程度であれば、免許取得可能」旨の診断を行った場合（上記イ(ウ)に該当）については、一定期間（×年）後に臨時適性検査を行うことと

する。

(3) 本基準については、脳動脈瘤破裂、脳腫瘍等についても準用する。

9 認知症（法第90条第1項第1号の2及び法第103条第1項第1号の2関係）

(1) アルツハイマー型認知症、血管性認知症、前頭側頭型認知症（ピック病）及びレビー小体型認知症

拒否又は取消しとする。

(2) その他の認知症（甲状腺機能低下症、脳腫瘍、慢性硬膜下血腫、正常圧水頭症、頭部外傷後遺症等）

ア 医師が「認知症について回復の見込みがない」又は「認知症について6月以内に回復する見込みがない」旨の診断を行った場合には、拒否又は取消しとする。

イ 医師が「認知症について6月以内に回復する見込みがある」旨の診断を行った場合には、6月の保留又は停止とする。（医師の診断を踏まえて6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、適性検査結果又は診断結果が「認知症について回復した」旨の内容である場合には拒否等を行わない。

「結果的にいまだ回復した旨の診断はできないが、それは期間中といった特殊な事情があったため、さらに6月以内にその診断を行う見込みがある」旨の内容である場合にはさらに6月以内の保留又は停止とする。

その他の場合には拒否又は取消しとする。

(3) 認知症ではないが認知機能の低下がみられ今後認知症となるおそれがある場合
医師が「軽度の認知機能の低下が認められる」「境界状態にある」「認知症の疑いがある」等の診断を行った場合には、その後認知症となる可能性があることから、6月後に臨時適性検査を行うこととする。

なお、医師の診断結果を踏まえて、より長い期間や短い期間を定めることも可能である。（ただし、長期の場合は最長でも1年とする。）

10 アルコールの中毒者（法90条第1項第2号及び法第103条第1項第3号）

(1) アルコールの中毒者については、国際疾病分類（ICD - 10）の「アルコール使用による精神および行動の障害」において F10.2～ F10.9までに該当し、かつ下記 から のいずれか又は全てを満たさないものとし、医師がその旨の診断を行った場合には拒否又は取消しとする。

断酒を継続している。

アルコール使用による精神病性障害や健忘症候群、残遺性障害及び遅発性の精神病性障害（アルコール幻覚症、認知症、コルサコフ症候群等）のない状態を続けている。

再飲酒するおそれが低い。

なお、及び といえるためには、最低でも6か月以上その状態を継続していることを要し、の期間について、入院その他の理由により本人の意思によらず飲酒できない環境にいた期間については断酒を継続している期間として算入しない。

- (2) 医師が「アルコール依存症であり、現時点では上記(1)の から の全てを満たすと診断することはできないが、6月以内に、上記(1)の から の全てを満たすと診断することができると見込まれる」旨の診断を行った場合には、6月の保留又は停止とする。(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

適性検査結果又は診断結果がアルコール依存症について上記(1)の から の全てを満たす内容である場合には拒否等を行わない。

「結果的にいまだアルコール依存症について上記(1)の から の全てを満たすと診断することはできないが、それは期間中に といった特殊な事情があったため、さらに6月以内に上記(1)の から の全てを満たすと診断することができると見込まれる」旨の内容である場合にはさらに6月の保留又は停止とする。

その他の場合には拒否又は取消しとする。

- (3) 医師が「アルコール依存症(国際疾病分類(ICD - 10)における F10.2~ F10.9までに該当)であるが上記(1)の から の全てを満たす」旨の診断を行った場合には拒否等を行わない。

なお、慢性化した運動障害が残る場合については「身体の障害」に係る規定等に従うこととする。

運転免許申請書裏面における病気の症状等申告欄

(道路交通法施行規則別記様式第十二における別紙)

氏 名	
病 気 の 症 状 等 申 告 欄	1 病気を原因として、又は原因は明らかではないが、意識を失ったことがある方 <input type="checkbox"/>
	2 病気を原因として発作的に身体の全部又は一部のけいれん又は麻痺を起こしたことがある方 <input type="checkbox"/>
	3 十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中、活動している最中に眠り込んでしまうことが週3回以上ある方 <input type="checkbox"/>
	4 病気を理由として、医師から、免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている方 <input type="checkbox"/>
	5 1～4のどれかに該当する方で、申請前に運転適性相談を終了している方 <input type="checkbox"/> 月 日 番
	6 1～4のどれにも該当しない方 <input type="checkbox"/>

- 備考 1 病気の症状等申告欄には、該当する個所の□に \surd 印を付け、項目5については、該当者は相談を終了した月日及び相談終了番号を記載すること。
- 2 あらかじめ点線部分で二つ折りとなつている用紙とすること。

運転免許証更新申請書裏面における病気の症状等申告欄

(道路交通法施行規則別記様式第十八における別紙)

	氏 名	
病 気 の 症 状 等 申 告 欄	1 病気を原因として、又は原因は明らかではないが、意識を失ったことがある方	<input type="checkbox"/>
	2 1に該当する方で、これまでの免許の申請時又は免許証の更新の申請時に申告していない意識消失の経験がある方	<input type="checkbox"/>
	3 病気を原因として発作的に身体の全部又は一部のけいれん又は麻痺を起こしたことがある方	<input type="checkbox"/>
	4 3に該当する方で、これまでの免許の申請時又は免許証の更新の申請時に申告していないけいれん又は麻痺の経験がある方	<input type="checkbox"/>
	5 十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中、活動している最中に眠り込んでしまうことが週3回以上ある方	<input type="checkbox"/>
	6 病気を理由として、医師から、免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている方	<input type="checkbox"/>
	7 1～6のどれかに該当する方で、申請前に運転適性相談を終了している方	<input type="checkbox"/> 月 日 番
	8 1～6のどれにも該当しない方	<input type="checkbox"/>

- 備考 1 病気の症状等申告欄には、該当する個所の□にレ印を付け、項目7については、該当者は相談を終了した月日及び相談終了番号を記載すること。
- 2 あらかじめ点線部分で二つ折りとなつている用紙とすること。

一定の病気等に係る運転免許の可否に関する手続の流れ

免許申請時・免許証更新申請時における病状の申告
運転適性相談窓口への相談

警察における一定の病気等にかかっている疑いがある者の把握

交通取締り

交通事故捜査

臨時適性検査等の担当者に連絡

一定の病気等にかかっている疑いなし

本人・家族の個別聴取

免許継続容認

一定の病気等にかかっている疑いあり

臨時適性検査の通知

主治医の診断書の提出

臨時適性検査の実施
(専門医の診断の実施)

一定の病気等にかかっていない

免許継続容認

一定の病気等にかかっている

聴聞、弁明の機会

一定の病気等にかかっていない

免許継続容認

運転免許の取消し等処分

鹿沼児童6人クレーン車死亡事故を受けた取組

適正な申告を促すための取組

都道府県警察に対する指示

運転適性相談の確実な実施

- ・ 問い合わせに対する適切な対応の推進
- ・ 運転適性相談に関する周知の徹底
- ・ 相談窓口の態勢整備
- ・ 関係団体との連携の徹底

申告欄による正確な申告を促すための工夫等

- ・ 申告欄の記載例の備付け
- ・ 申告が必要であることを周知するポスターの掲示

関係団体に対する協力依頼

日本てんかん協会・日本てんかん学会・日本医師会へ以下の事項を会員・患者に周知するよう依頼

- ・ 免許を取得する前に、必要に応じて、警察に相談すること。
- ・ 免許の申請時又は更新申請時に、病状等を正確に申告すること。
- ・ 自動車等の運転に支障がある場合には、運転を控えること。

不自然な供述をする者に対する捜査の徹底等

以下の事項について、都道府県警察に対して指示

- ・ 交通事故時に供述が不自然である場合には、事故の背景に一定の病気がある可能性を念頭に通院歴等の捜査を徹底すること。

運転適性相談受理件数等の推移

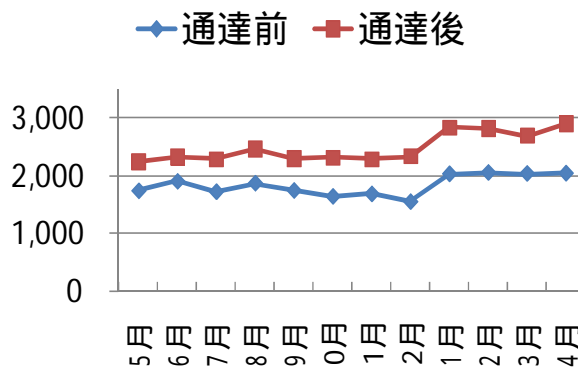
1 運転適性相談受理件数

(1) 一定の病気等に係る運転適性相談の
受理件数

通達発出前 1 年間 22,072件

通達発出後 1 年間 29,787件

【前年比35.0%増】

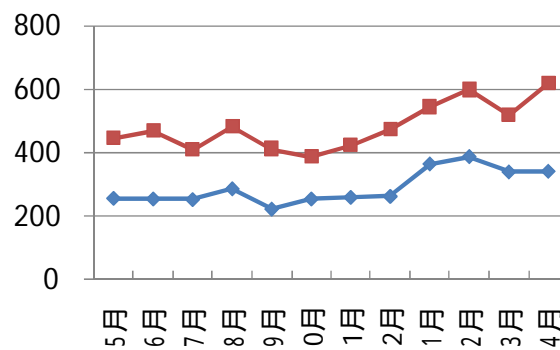


(2) うち、てんかんに係る運転適性相談の
受理件数

通達発出前 1 年間 3,464件

通達発出後 1 年間 5,789件

【前年比67.1%増】



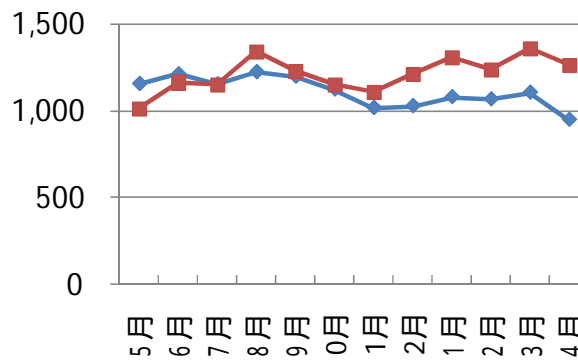
2 運転免許申請時又は運転免許証更新申請時における「病気の症状等申告欄」による申告件数

(1) 一定の病気等に係る病状等申告件数

通達発出前 1 年間 13,346件

通達発出後 1 年間 14,518件

【前年比8.8%増】

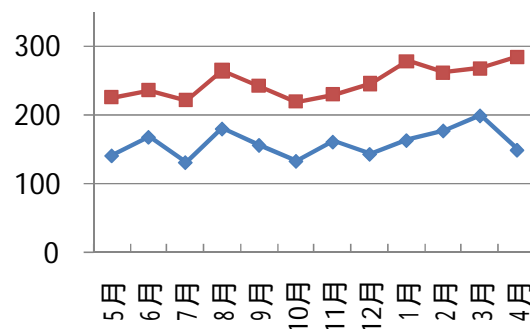


(2) うち、てんかんに係る病状等申告件数

通達発出前 1 年間 1,913件

通達発出後 1 年間 2,983件

【前年比55.9%増】



通達とは、「一定の病気にかかっている者等に係る運転免許手続及び事故捜査における留意事項について」（平成23年5月9日付け警察庁丙運発第17号ほか）をいう。

通達発出前 1 年間とは、平成22年5月から平成23年4月までの間をいう。

通達発出後 1 年間とは、平成23年5月から平成24年4月までの間をいう。

一定の病気等に係る臨時適性検査の実施等の件数(平成23年)

		臨時適性検査の件数		
			専門医の診断 件数	主治医の診断書 提出件数
総 数		3,470 (件)	410 (件)	3,060 (件)
病 気 等	統合失調症	360 (件)	38 (件)	322 (件)
	てんかん	537 (件)	111 (件)	426 (件)
	再発性の失神	240 (件)	4 (件)	236 (件)
	低血糖症	39 (件)	0 (件)	39 (件)
	そううつ病	289 (件)	25 (件)	264 (件)
	睡眠障害	21 (件)	1 (件)	20 (件)
	その他病気	930 (件)	33 (件)	897 (件)
	認知症	703 (件)	170 (件)	533 (件)
	身体障害	321 (件)	28 (件)	293 (件)
	アルコール中毒	28 (件)	0 (件)	28 (件)
	薬物中毒	2 (件)	1 (件)	1 (件)
	病名不明	9 (件)	0 (件)	9 (件)

総数と各病気計との誤差(0件で複数の病気がある場合はそれぞれの病名に計上。総数<各病名計)

一定の病気等による取消処分件数

資料7

病名等	合計	精神病	てんかん	知的障害	その他 病気	身体障害	アルコール中毒	薬物中毒
昭和45年								
昭和46年	54	26	20	1		2	5	
昭和47年	259	115	85	9	3	21	24	2
昭和48年	247	108	87	22	5	11	14	
昭和49年	271	122	100	11	2	9	27	
昭和50年	210	103	80	4		3	18	2
昭和51年	253	129	100	2	3	3	15	1
昭和52年	265	148	91	4	3	9	9	1
昭和53年	247	126	101	2		4	12	2
昭和54年	216	114	85	2		3	8	4
昭和55年	237	130	96	3		2	6	
昭和56年	189	97	82	3		1	5	1
昭和57年	170	95	70	1			2	2
昭和58年	169	85	70		3	6	5	
昭和59年	166	85	71	1	2	3	4	
昭和60年	188	101	69	1		4	11	2
昭和61年	199	105	84		2	5	3	
昭和62年	142	79	54	1		2	6	
昭和63年	104	50	49	1		2	2	
平成元年	109	49	57			1	2	
平成2年	82	45	34		2		1	
平成3年	79	36	37				6	
平成4年	107	60	39	2	1		4	1
平成5年	91	39	48	1		3		
平成6年	67	35	28		1	1	2	
平成7年	71	39	31				1	
平成8年	87	45	37		1		4	
平成9年	87	47	37		.		2	1
平成10年	71	31	33	2	.	1	4	
平成11年	44	24	19			1		
平成12年	64	29	34	1				
平成13年	66	30	36					
平成14年 5月末	21	10	10				1	

病名等	合計	統合失調症	てんかん	再発性の失神	低血糖症	そううつ	睡眠障害	その他 病気	認知症	身体障害	アルコール中毒	薬物中毒	受検拒否等
平成14年 6月以降	108	(14)	(85)					(1)	5		3		
平成15年	299	(45)	(173)	(5)	3	(2)		(37)	29	(1)	4		
平成16年	295	(35)	(152)	(9)	2	(13)		(30)	47		6		(1)
平成17年	312	(47)	(150)	(2)	1	(14)	1	(26)	63	(2)	4		(2)
平成18年	384	(50)	(146)	(11)	2	(18)		(35)	113	(2)	6		(1)
平成19年	466	58	167	3	1	15		53	162	2	4		1
平成20年	509	69	191	1	3	13	1	58	161	1	10		1
平成21年	551	54	190	5	4	5	1	53	226	7	3		3
平成22年	672	70	172	5	5	6	3	55	349	2	3		2
平成23年	906	76	292	10	1	9	2	71	438		6		1

上下表の区分は、道交法改正による。(病名による絶対欠格から症状による相対欠格に伴い「病名等」を変更)

上表は、運転者管理システムから平成24年4月末現在でデータ抽出したもの

下表は、各都道府県警察からの年報に基づくが、()数は運転者管理システムから各年の年末現在でデータ抽出したもの

(注) 運転者管理システムでは、取消処分となった者のデータについては、その者が百歳以上になると自動的に消去される。

「受検拒否等」は、受検拒否、命令違反、臨適通知をいう。(資料8注釈参照)

発見の端緒別一定の病気等による取消し・停止・拒否及び保留処分件数(平成23年)

端緒 一定の病気等	本人からの相談	家族からの相談	その他の者から通報	交通事故	交通取締り	刑法犯等逮捕	保護	その他の警察活動	免許証更新等(病状申告)	免許証更新等(その他)	一定期間後の臨適 ¹	必要的臨適 ¹	診断書提出等命令	その他	計
統合失調症	7	10	2	30	4	7	20	9	32	6	80	0	56	2	265
てんかん	66	6	6	187	1	1	6	7	72	9	72	0	20	1	454
再発性の失神	51	5	2	2	0	0	0	1	13	0	85	0	62	0	221
低血糖症	0	1	0	3	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	6
認知症	2	182	40	33	12	3	19	6	3	3	13	120	2	4	442
そううつ病	3	4	1	14	1	1	3	1	16	0	10	0	9	0	63
睡眠障害	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	3
その他病気	50	18	4	24	1	0	3	2	73	4	37	0	32	0	248
身体障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	2
アルコール中毒	3	4	0	5	0	0	1	0	1	0	5	0	1	0	20
薬物中毒	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3
受検拒否 ²	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
命令違反 ³	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2
臨適通知 ^{1/4}	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
計	183	232	55	300	19	12	53	26	211	22	305	120	185	8	1731

1 臨適：道交法第102条に基づき臨時に行われる適性検査

2 受検拒否：臨適の受検を拒否したこと(道交法第104条の2の3により行政処分)

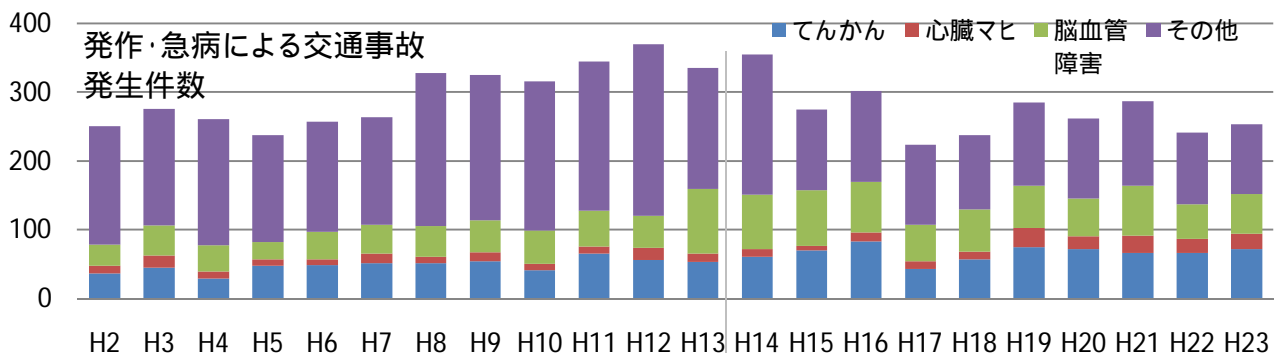
3 命令違反：道交法第90条第8項又は第103条第6項に基づく適性検査の受検等の命令に違反したこと(道交法第90条第1項第3号又は第103条第1項第4号により行政処分)

4 臨適通知：免許取得時に一定の病気にかかっていると疑われることから、臨適の通知を受けたこと(道交法第90条第1項第7号により行政処分)

急病・発作(原付以上第1当事者)に起因する交通事故件数(各年12月末)

運転者が発作を起こしたことによって発生した事故

項目 年	交通事故発生件数						死亡事故発生件数					
		うち「発作・急病」によるもの						うち「発作・急病」によるもの				
		てんかん	心臓マヒ	脳血管障害	その他	てんかん		心臓マヒ	脳血管障害	その他		
H2	643,097	251	37	11	31	172	10,651	17	3	5	1	8
H3	662,388	276	46	17	44	169	10,547	13	2	4	2	5
H4	695,345	261	30	10	38	183	10,891	16	2	3	2	9
H5	724,675	238	48	10	25	155	10,395	9	2	2	0	5
H6	729,457	258	49	9	40	160	10,154	16	3	1	2	10
H7	761,789	264	52	14	42	156	10,227	12	2	2	0	8
H8	771,084	328	52	9	45	222	9,517	18	3	0	3	12
H9	780,399	326	55	13	46	212	9,220	16	2	2	1	11
H10	803,878	316	42	9	49	216	8,797	14	2	1	1	10
H11	850,363	345	66	10	52	217	8,681	20	7	1	1	11
H12	931,934	370	57	17	47	249	8,707	13	1	0	2	10
H13	947,169	336	54	12	94	176	8,414	14	2	1	0	11
H14	936,721	355	61	12	79	203	7,993	15	3	1	3	8
H15	947,993	275	71	6	81	117	7,456	14	4	0	2	8
H16	952,191	302	84	13	73	132	7,084	12	7	0	2	3
H17	933,828	224	44	11	53	116	6,625	10	2	3	2	3
H18	886,864	238	58	11	61	108	6,147	9	3	0	2	4
H19	832,454	286	75	28	62	121	5,587	15	3	3	1	8
H20	766,147	262	73	18	55	116	5,025	6	3	2	0	1
H21	737,474	287	67	25	73	122	4,773	17	5	2	3	7
H22	725,773	242	67	20	51	104	4,726	9	2	1	0	6
H23	691,937	254	73	22	58	101	4,481	19	5	2	2	10
22年平均	805,135	286	57	14	55	160	8,004	14	3	2	1	8



一定の病気等に起因する交通事故に関する調査結果

1. 調査の目的

一定の病気等に起因する交通事故に関し、当該事故の第一当事者(原付以上)における、通院、更新時等における病状申告、適性相談等の状況について把握するため。

2. 調査の方法

一定の病気等に起因する交通事故のうち、以下のいずれかに該当するものを、統計データから抽出。

当該事故の発生地等を管轄する都道府県警察に対し、下記調査項目について照会し、都道府県警察から、交通事故の概要等の項目について一定の有意な回答があった701件を基礎データとして分析を実施。

過去5年間(平成19年から23年)に発生した、てんかん発作に起因する交通事故のうち、当該運転手が第1当事者(原付以上)に該当するもの。

(抽出件数370件。うち基礎データ件数255件。)

一定の病気等(てんかんを除く)を理由として、過去5年間(平成19年から23年)に、運転免許の取消し又は停止に係る行政処分(端緒が交通事故であるものに限る。)を行ったもののうち、当該運転手が第1当事者(原付以上)に該当するもの。

(抽出件数470件。うち基礎データ件数446件。)

3. 調査の項目

- 当該対象となった事故の概要
- 交通事故に伴う処分結果
- 当該交通事故以前の事故歴
- ・発生年月日、人身・物損の別、事故の種別 等
- 当該運転者の病気の症状
- ・通院状況、医師からの指示状況、発作の状況 等
- 運転免許の取得・更新時の状況
- ・病状申告の状況、適性相談の状況 等

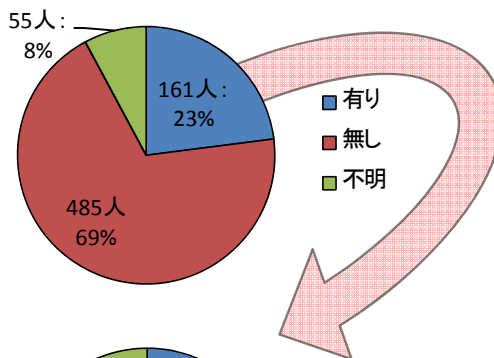
4. 調査の結果

別添「一定の病気等に起因する交通事故における第1当事者に係る病状申告等の状況」のとおり。

一定の病気等に起因する交通事故における第1当事者に係る病状申告等の状況

① 当該事故以前の事故歴の有無

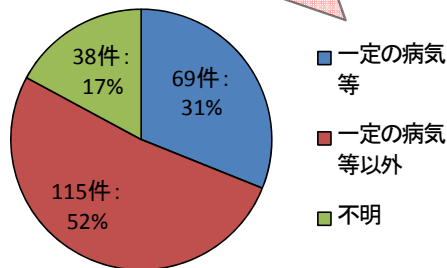
	計
有り	161人
無し	485人
不明	55人
合計	701人



①-2 「有り」の者が起こした事故の原因

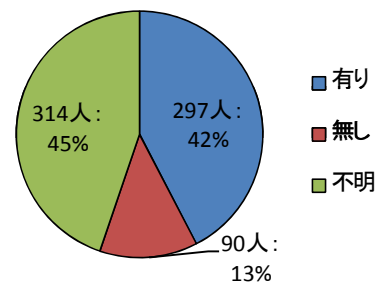
	計
一定の病気等	69件
一定の病気等以外	115件
不明	38件
合計	222件

注1 事故件数(222件)については、事故を複数回起こしている者がいるため、事故歴「有り」の件数(160件)と一致しない。
注2 「病気」とは、当該事故の原因となった病気と同種の病気をいう。



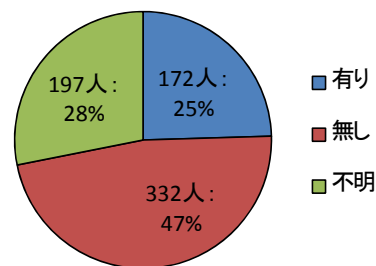
② 通院の有無

	計
有り	297人
無し	90人
不明	314人
合計	701人



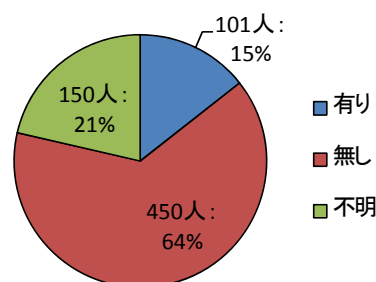
③ 医師による運転の禁止又は自粛に関する指示の有無

	計
有り	172人
無し	332人
不明	197人
合計	701人



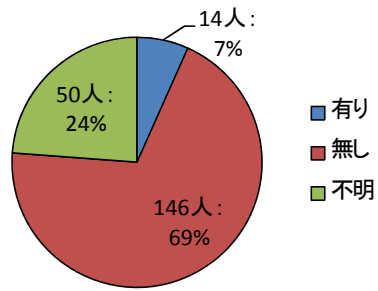
④ 当該事故以前における運転適性相談の有無

	計
有り	101人
無し	450人
不明	150人
合計	701人



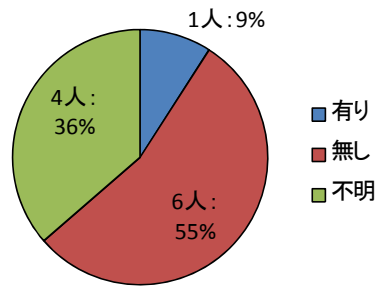
⑤ 事故前直近かつ初発発作以降の更新時等における病状等申告の有無(てんかん)

	計
有り	14人
無し	146人
不明	50人
合計	210人



⑥ 医師による運転の禁止又は自粛に関する指示を受けていた一定の病気等(てんかん以外)に係る者の事故前直近かつ診断日以降の更新時等における病状等申告の有無

	計
有り	1人
無し	6人
不明	4人
合計	11人



一定の病気等に起因する交通事故における第1当事者に係る病状申告等の状況(平成19～23年)

番号	病名	発生件数	医師の指示			事故歴(事故原因)			運転適性相談			事故前の病状等申告(医師の指示「有り」の件数)		
			有り	無し	不明	有り(病気)	有り(病気以外)	無し	不明	有り	無し	不明	有り	無し
1	てんかん	15件	6件	5件	4件	5件	4件	4件	2件	15件	1件(0件)	10件(5件)	2件(1件)	2件(0件)
2	統合失調症	3件	1件	1件	1件		3件	3件		3件	2件(1件)		1件(0件)	
3	認知症	7件	1件	4件	2件		2件	4件	1件	7件	2件(0件)		5件(1件)	

注1 「医師の指示」欄に記載された「有り」については、運転の禁止又は自肅に係る内容をいう。但し、統合失調症における「有り」については、一定の条件下で運転を可とする内容をいう。

注2 「事故歴」欄に記載された「病気」とは、当該事故の原因となった病気と同種の病気をいう。

注3 「事故前の病状等申告」欄に記載された「その他」とは、当該事故直前の更新日以降に一定の病気等が判明したものをいう。